

平成 24 年 8 月から、配偶者からの暴力（DV）被害者に対する児童扶養手当の支給要件が一部改正されます。

【内 容】

- 1 平成 24 年 8 月から、児童扶養手当の支給要件に、配偶者からの暴力（DV）で「裁判所からの保護命令」が出された場合が加わりました。
- 2 児童扶養手当を受給するためには申請が必要です。対象となる方は早めに手続きを行って下さい。
- 3 平成 24 年 8 月 1 日に支給対象となった方が 8 月中に申請した場合は 8 月分から手当を受給できます。
- 4 申請手続きをするためには、DV防止法第 10 条第 1 項による保護命令決定所の写しが必要となります。その他に児童扶養手当請求のために必要な書類がありますので、事前に子育て支援課児童家庭係に問い合わせ下さい。